

国民健康保険（国保）の資格確認書および 資格情報のお知らせを 8 月に更新

令和 6 年 12 月 2 日以降、従来の被保険者証が新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しました。

現在お使いの国保の資格確認書および資格情報のお知らせは、令和 8 年 7 月 31 日まで使用できます。

8 月 1 日以降は、ご自身のマイナンバーカードの利用状況に応じて、7 月中旬以降に下記の書類を郵送しますのでご確認ください。

- マイナンバーカードを持っていない、もしくは保険証の利用登録をしていない、または資格確認書発行申請をしている方は、従来の被保険者証に代わるものとして「資格確認書」を黄色の封筒（簡易書留）で郵送します
- マイナンバーカードに保険証の利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を青色の封筒（普通郵便）で郵送します

入院・外来で医療費が高額になる場合は 限度額適用認定証の申請を

国民健康保険（国保）に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証（70 歳未満課税世帯の方、70 歳以上 75 歳未満現役並み所得の一部世帯の方）」および「限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の方）」を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。

※町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。

※すでに交付を受けている方も有効期限は令和 8 年 7 月 31 日までとなっています。8 月以降有効の限度額適用認定証を希望される方は、あらためて申請が必要です。

※令和 8 年 8 月 1 日より高額療養費制度が見直され、限度額などが変更となります。詳細は、資格確認書または資格情報のお知らせを郵送する際に同封する文書を確認してください。

- ・申請受付 7 月 21 日(火)から
- ・申請に必要なもの 印鑑、マイナンバーカードまたは写真付き身分証明など

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要になりますので、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費 受給者証更新のお知らせ

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、令和 8 年 7 月 31 日までとなっています。

8 月以降の受給者証は 7 月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は 7 月中旬までに届け出をしてください。

○転入された方

令和 8 年 1 月 2 日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「令和 8 年度所得課税証明書」を取り寄せていただく場合があります

なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です

○健康保険に変更があった方

各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください

○生計維持者に変更があった方

○父子家庭の方

「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番）

町内の空き家を募集

中間管理住宅事業とは、町内の空き家を町が 13 年間借り上げ、水回りなどの改修を行い、町が管理するとともに、移住希望者や定住希望者などへ貸し出しを行う事業です。

町が古い住宅をリフォームし、空き家所有者へ月額 1 万円の借り上げ料を 13 年間支払います。

※現地確認の上、選考して決定します。申し込みの結果、必ずしも事業実施にならない場合があります。

■申し込みから結果までの流れ

相談→申し込み→現地調査→選考→結果通知

(1) 中間管理住宅申込書を提出

(2) 選考の結果、事業を実施する場合、町が空き家所有者から 13 年間空き家を借り上げ

※ 町が借りている間は、町や入居者が家を管理します。

(3) 町が空き家をリフォーム後、入居者を募集

(4) 入居者が居住、期限までの退居

(5) 返却後は所有者の判断で、売却や賃貸、所有者が住むなど自由

■中間管理住宅の申し込み

○募集期間 随時

○町と空き家所有者との賃貸契約期間

・借り上げから 13 年に達する最初の 3 月末

・契約期間満了までは賃貸契約の解除はできません

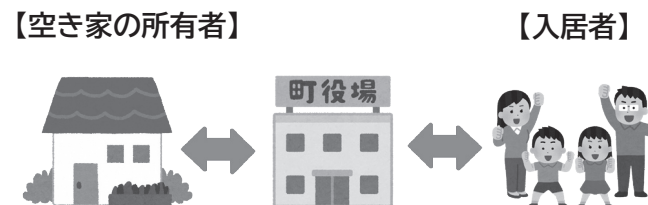
※買い取りを希望される場合は、相談となります。

○入居者に対する制限

ペットの飼育、イベントや展示会などの催し、政治活動、宗教の勧誘行為など、中間管理住宅の使用にふさわしくない行為

○申込み 中間管理住宅申込書に必要事項を記入の上、申し込みください。

■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）



北海道職員 普及職員（農業）募集

北海道では、営農技術情報の提供や新技術の実証・展示など農業の生産性向上、農業経営や農村生活改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する「普及職員（農業）」を募集しています。

採用試験情報の詳しい内容は、下記 QR より北海道農政部生産振興局技術普及課のホームページをご覧ください。

○採用試験スケジュール

採用区分	申し込み受け付け	第 1 次試験	第 2 次試験	最終合格発表	採用予定数
A 区分（SPI 方式）	7 月 17 日(金)～ 8 月 21 日(金)	9 月 4 日(金)～ 17 日(木)	10 月中旬～ 下旬	11 月中旬	45 人
C 区分 (民間経験など 3 年以上)	7 月 3 日(金)～ 9 月 4 日(金)	書類選考	11 月上旬～ 中旬	12 月上旬	15 人



「普及職員（農業）
採用ページ」



「北海道人事委員会
試験案内」

■問合せ 北海道農政部生産振興局技術普及課普及推進係（☎ 011-206-6436）